

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和7年10月29日

住 所 長崎県大村市上諏訪町1529番地

氏 名 株式会社グリーンテック九州 代表取締役 永石 辰巳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日	令和7年10月29日	許可番号	422050221
施設の種類 及び処理する 産業廃棄物の種類	施設の種類 廃プラスチック類等の破碎施設 一次破碎機：(株)日本プログ製 二軸破碎機 TSG-440 二次破碎機：(株)日本プログ製 一軸破碎機 SSBG-1100 廃棄物の種類 ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、 ④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず 以上6種類 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)		
設置場所	長崎県大村市上諏訪町1561番地		
処理能力	一次破碎機：①3.3t/日、②5.1t/日、③4.2t/日、 ④4.8t/日、⑤4.3t/日、⑥3.4t/日 二次破碎機：①8.3t/日、②8.4t/日、③8.8t/日、 ④3.5t/日、⑤9.2t/日、⑥9.6t/日 (いずれも1日8時間稼働)		
許可の条件	無		
規則第11条第8 項の規定による許 可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

〔許可の変更等の状況〕

平成22年10月28日 産業廃棄物処理施設設置許可

平成22年12月22日 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出
(破碎品目(紙くず、繊維くず、金属くず)の追加)

平成29年 6月12日 産業廃棄物処理施設譲受け許可により書換え交付
(長崎県指令29廃対第102号)

平成29年 8月21日 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出
(住所の変更、水銀使用製品産業廃棄物等の取扱の明記)

平成30年 6月29日 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出
(代表者の変更)

平成30年11月8日 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出
(設置場所住所の修正)

令和 元年10月18日 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出
(商号の変更)

令和 5年 3月24日 産業廃棄物処理施設変更許可
(一次破碎機の追加及び二次破碎機の位置の変更)

令和 7年10月29日 産業廃棄物処理施設変更許可
(二次破碎機の入替)